

## 6月は「不法投棄防止強化月間」です

# 不法投棄は「しない、させない、許さない」!



自然に恵まれた素晴らしい村を将来の子どもたちに残していくために、不法投棄は「しない、させない、許さない」という、強い気持ちを持ちましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県廃棄物対策課(☎301-3033)

### ●不法投棄は犯罪です!

「不法投棄」とは、「**廃棄物処理法**」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。不法投棄には厳しい罰則が設けられており、逮捕や罰金の対象となることがあります。ごみを捨てる際は、決まりに従って正しく処分するようにしましょう。

村では「東海村ボランティア不法投棄等監視員」と連携して不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施していますが、不法投棄はなかなか後を絶ちません。**昨年度に村で受けた不法投棄の通報件数は23件にも及びます。**



▲不法投棄の現場(村内)

### ●あなたの土地が狙われている!?

村では、私有地に不法投棄されたごみの回収はできないため、投棄者が見つからない場合は、土地の管理者がごみを処分しなければなりません。不法投棄を防ぐには、柵やフェンスの設置や定期的な除草作業、見回り等の自己防衛が必要です。

不法投棄されたごみをそのまま放置すると、ごみ捨て場のように思われ、新たな不法投棄を招く恐れがあります。不法投棄を未然に防止するために、土地の適正管理にご協力ください。

不法投棄のないまちづくりへ“ながらボランティア”をしてみませんか?

## 「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集!



村では、不法投棄に迅速・的確に対応するため、「東海村ボランティア不法投棄等監視員」を募集しています。通勤や買い物、犬の散歩など、普段の生活の中でできる不法投棄の監視に、ぜひご協力ください。

**対象**▼村内に住所を有する20歳以上の方で、原則、週1回以上活動できる方

**活動内容**▼徒歩やジョギングで村内を移動する際に、不法投棄の監視や不法投棄防止の啓発を行います。不法投棄を発見したときは、その内容を環境政策課または下記の「不法投棄110番」へ通報します。

**その他**▼▽「東海村ボランティア不法投棄等監視

員身分証明書」と腕章(夜光反射タイプ)を交付しますので、活動の際には必ず着用してください。▽監視員はボランティアのため、報酬はありません。▽不法投棄の現場を見かけたときは、関係者に接することなく、状況を通報してください。

**申し込み・問い合わせ**▼電話またはファックス・メール(▽「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号——を明記)で、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451 FAX287-0479 ✉kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。※申し込みは随時受け付けています。

不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを見つけたら

いつもみんなでむらなく みはれ

**不法投棄110番 ☎0120-536-380 へ**

受付日時▼月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

※上記の受付日時以外は、ひたちなか警察署(☎272-0110)へご連絡ください。